

政令第二百八十一号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日は令和六年十二月十二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和七年三月一日とする。